

○武蔵野美術大学大学院規則

第1章 総則

(目的)

第1条 武蔵野美術大学大学院（以下「本大学院」という。）は、武蔵野美術大学学則第3条の規定に基づき、学部における一般的・専門的教育の基礎のうえに、美術・デザインに関する専門の技能、理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めた人材を養成し、もつて文化の創造・発展に寄与することを目的とする。

第2章 研究及び教育組織

(大学院の課程)

第2条 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。

2 前項の博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

4 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

5 博士後期課程は、造形芸術に関する高度な創造、表現の技術と理論を教授研究し、自立して創作、研究活動をおこなうに必要な高度の能力及び豊かな学識、さらには造形芸術における研究指導能力を養うことを目的とする。

(研究科・専攻)

第3条 本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

(1) 造形研究科

美術専攻 修士課程

デザイン専攻 修士課程

造形芸術専攻 博士後期課程

(2) 造形構想研究科

造形構想専攻 修士課程

造形構想専攻 博士後期課程

(学生定員)

第4条 本大学院の学生定員は、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員
造形研究科	修士課程	美術専攻	50人	100人
		デザイン専攻	45人	90人
	博士後期課程	造形芸術専攻	6人	18人
造形構想研究科	修士課程	造形構想専攻	35人	70人

	博士後期課程	造形構想専攻	4人	12人
計			140人	290人

(標準修業年限及び在学年限)

第5条 本大学院の修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 本大学院の博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

3 在学年限は、修士課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えることはできない。

4 博士後期課程において再入学をした者の在学年限は、前項の規定にかかわらず、別に定める。

第3章 教員・委員会・事務職員

(教員)

第6条 本大学院の授業担当教員には、本学教授をこれに充てる。ただし、特別の事情がある場合には、准教授及び講師をこれに充てることができる。

2 前項に定める教員は、当該研究科委員会の議を経て、学長がこれを定める。

3 (削除)

(研究科委員会)

第7条 本大学院に造形研究科委員会及び造形構想研究科委員会を置く。

2 各研究科委員会に研究科委員長を置く。

3 各研究科委員会は、当該研究科の研究科委員長、当該研究科に所属する教授、准教授及び専任講師並びに学長の指名する職員をもつて組織し、当該研究科に関して学長が次に掲げる教育研究上の重要な事項について決定を行うに当たり、審議するものとする。

(1) 学生の入学、退学、留学、休学及び修了に関する事項

(2) 教育課程の編成に関する事項

(3) 学生の試験及び課程修了の認定に関する事項

(4) 学位に関すること

(5) 研究及び教授に関する事項

(6) 学長及び理事会の諮問事項

(7) 前各号のほか、この規則による各研究科委員会の審議事項

4 各研究科委員会は、当該研究科の研究科委員長が招集し、その議長となる。

5 各研究科委員会については、この規則に定めるもののほか、別に定める。

(博士後期課程運営委員会)

第7条の2 博士後期課程に関する重要事項の審議を行うために、博士後期課程運営委員会を置く。

2 博士後期課程運営委員会については、この規程に定めるもののほか、別に定める。

(合同研究科委員会)

第 7 条の 3 学長は、必要があると認めるときは合同研究科委員会を招集し、議長を務める。

(事務職員)

第 8 条 本大学院に関する事務の執行は、本学の事務組織がこれに当たる。

第 4 章 授業科目・単位数・履修方法

(授業科目・単位数)

第 9 条 各研究科の授業科目及び単位数は、別表 1、別表 2、別表 3 及び別表 4 のとおりとする。

(履修方法)

第 10 条 修士課程にあつては、2 年以上在学（第 18 条第 1 項ただし書きの規定により修了する者は 1 年以上在学。）し、授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ修士作品又は修士論文（以下「修士論文等」という。）を提出し、最終試験を受けなければならない。

2 博士後期課程にあつては、3 年以上在学し、授業科目について 10 単位以上を修得し、かつ博士論文を提出し、最終試験を受けなければならない。

(指導教員の指導)

第 11 条 学生は、履修する授業科目の選択、修士論文等又は博士論文（以下「学位論文」という。）の作成等に当たっては、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第 12 条 学長は、教育上有益と認めるときは、当該研究科委員会の議を経て、学生が本大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目の修得単位を、本大学院における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。

3 前 2 項の規定により、本大学院において修得した単位とみなすことのできる単位数は、修士課程及び博士後期課程を通して 10 単位を超えないものとする。ただし、本大学院において博士後期課程のみに在籍する学生については、4 単位を超えないものとする。

(他の大学院又は研究所等における研究指導)

第 13 条 学長は、教育上有益と認めるときは、当該研究科委員会の議を経て、学生が本大学院の定めるところにより他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 前項の規定により、学生が他の大学院又は研究所等において研究指導を受けることのできる期間は、修士課程の学生にあつては 1 年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 14 条 学長は、教育上有益と認めるときは、当該研究科委員会の議を経て、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目の修得単位（第 33 条及び第 34 条の規定により修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 前項の規定により、本大学院において修得した単位とみなすことのできる単位数は、修士課程及び博士後期課程を通して 10 単位を超えないものとする。ただし、本大学院において博士後期課程のみに在籍する学生については、4 単位を超えないものとする。

第 5 章 単位の授与・学位論文等審査・学位の授与

(単位の授与)

第 15 条 学長は、別表に定める授業科目を履修した学生に対し、当該科目の試験及び研究報告の成績を審査し、その結果に基づき、相当する数の単位を与える。

2 授業科目の試験及び研究報告の成績評価は、秀・優・良・可・不可をもつて表し、可以上を合格とする。

(学位論文等の提出)

第 16 条 修士論文等は、修士課程に 1 年以上（第 18 条ただし書きの規定により修了する者は除く。）在学し、所定の授業科目について、2 年次修了時（第 18 条第 1 項ただし書きの規定により修了する者は 1 年次修了時。）までに 30 単位以上を修得する見込みの者でなければ、これを提出することができない。

2 博士論文は、博士後期課程に 2 年以上在学し、所定の授業科目について、3 年次修了時までに 10 単位以上を修得する見込みの者でなければ、これを提出することができない。

3 前項の学位論文等は、指導教員を通じて学長に提出するものとする。

(学位論文等の審査・最終試験)

第 17 条 学長は、前条により学位論文等の提出を受けたときは、当該研究科委員会の議を経て、指導教員を審査委員とし、さらにその専攻の専任教員及びこれに関連する科目を担当する専任教員の中から、2 名以上の審査委員を選定する。

2 審査委員は、学位論文等の審査及び最終試験を行うものとする。

(修了要件及び学位の授与)

第 18 条 本大学院の修士課程に、2 年以上在学し 30 単位以上を修得し、かつ修士論文等の審査及び最終試験に合格したときは、当該研究科委員会の議を経て学長が課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、造形構想研究科において優れた業績を上げた者について造形構想研究科委員会が認めた場合に限り、修士課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 本大学院の博士後期課程に、3 年以上在学し 10 単位以上修得し、かつ博士論文の審査及び最終試験に合格したときは、当該研究科委員会の議を経て学長が課程の修了を認定する。

3 本大学院の修士課程を修了した者に修士の学位を授与し、博士後期課程を修了した者に博士の学位を授与する。

4 学位に関する規則は、別に定める。

第 6 章 学年・学期・休業日

(学年・学期)

第 19 条 学年は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日に始まり、9月30日に終わる。

後期 10月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 前項に定める学期については、事情により、学期の数又は期間を変更することがある。
(休業日)

第20条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日
- (2) 日曜日
- (3) 創立記念日(10月30日)
- (4) 春季休業日(3月21日から4月10日まで)
- (5) 夏季休業日(7月11日から8月31日まで)
- (6) 冬季休業日(12月20日から翌年の1月10日まで)

2 学長は、前項に定める休業日のほかに、臨時の休業日を設け、又は事情により、これらの休業日の日時又は期間を変更することがある。

第7章 入学・留学・休学・復学・退学・再入学

(入学の時期)

第21条 本大学院に入学する時期は、毎年4月とする。

(入学資格)

第22条 本大学院の修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年度が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- (9) 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 本大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により修士の学位を授与された者
- (3) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの
- (8) 本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
(入学検定)

第 23 条 入学検定は、志願者の人物、学力及び身体について行う。

2 志願者は、本大学院所定の用紙による願書、履歴書、医師法による医師の診断にかかる身体検査書、前条各号の一に該当することの証明書及びその他別に定める書類に、入学検定料を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。

3 学長は、入学検定に合格した者について、当該研究科委員会の議を経て、入学を許可する。

(入学手続・入学許可の取消)

第 24 条 入学を許可された者は、第 25 条に定める保証人と連署の誓約書、住民票及びその他別に定める書類に、第 37 条に定める入学金、授業料及びその他の学費を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

2 前項の手続きをしない者に対しては、学長は、入学の許可を取り消す。

(保証人)

第 25 条 保証人は、父母又は独立の生計を営む者で確実に保証人としての責務を果たし得る者でなければならない。

2 保証人は、保証する学生の在学中、その一身に関する事項について一切の責任を負うものとする。

3 学生は、保証人が死亡し若しくはその他の事由でその責務を尽くすことができない場合又は学長が保証人として不適当と認めた場合には、新たに保証人を選定して届け出なければならない。この場合、当該保証人は、前の保証人が死亡し若しくはその責務を尽くすことができなくなつたとき又は保証人として不適当と認められたときにさかのぼつて、第 2 項に定める責任を負うものとする。

4 保証人が住所を変更した場合には、直ちにその旨を届け出なければならない。

(留学)

第26条 学長は、教育上有益と認める時は、本大学院の協定又は認定する外国の大学院へ留学を希望する者について、当該研究科委員会の議を経て、これを許可することができる。

2 前項の規定により許可を受けた留学の期間については、在学年数に算入することができる。

3 留学については、本条に定めるもののほか、別に定める。

(休学)

第27条 病気その他の理由によつて引き続き2カ月以上欠席する者は、保証人と連署の願書により、学長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学の理由が病気である場合には、医師の診断書を添えなければならない。

3 学長は、学生が病気その他の理由により、修学させることが適当でないと認めるときは、第1項に定める願出をまたず、当該研究科委員会の議を経て、当該学生を休学させることができる。

(休学の期間)

第28条 休学の期間は当該年度末までとし、1年を限度とする。

2 休学は、修士課程においては、在学年限内を通算して2回を限度とする。

3 休学は、博士後期課程においては、在学年限内を通算して3回を限度とする。

4 休学の期間は、在学年限に算入しない。

5 博士後期課程において再入学をした者の休学の取扱いについては、前2項の規定にかかわらず、別に定める。

(休学期間中の学費)

第29条 休学し、又は休学を命ぜられた者の学費については、別に定める。

(復学)

第30条 第27条の規定により休学した者は、休学の理由がやんだときは、保証人と連署の復学願を提出しなければならない。

2 休学の理由が病気であつた場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第31条 退学しようとする者は、保証人と連署の退学願を提出しなければならない。

2 学長は、次の各号の一に該当する者については、前項に定める退学の願出をまたず、当該研究科委員会の議を経て、退学させることができる。

(1) 在学年限を超える者

(2) 第28条第2項に定める休学の期間が過ぎた後、復学について願出しない者

(3) 授業料等を滞納し、督促を受けても納付しない者

(4) 死亡し、又は2年以上行方がわからない者

(退学者の学費)

第 32 条 退学する者は、退学した日の属する学期までの授業料その他の学費を納付しなければならない。

(再入学)

第 32 条の 2 博士後期課程において、3 年以上在学し、所定の授業科目について 10 単位以上修得した者が学位を取得せずに退学した場合、標準修業年限の末日の翌日から起算して 5 年以内であれば、選考の上、再入学を許可することがある。

2 前項に規定する再入学は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

3 再入学については、本条に規定するもののほか、別に定める。

第 8 章 科目等履修生・特別聴講学生・特別研究学生・研究生・委託学生

(科目等履修生)

第 33 条 本大学院の学生以外の者で、本大学院の授業科目のうち一又は複数の授業科目を履修することを希望する者がいるときは、正規の学生の修学に支障のない限り、第 23 条の規定にかかわらず、選考の上、科目等履修生として、入学を許可する。

2 科目等履修生が履修した授業科目については、第 15 条の規定を準用し、履修の認定を行い、所定の単位を与える。

3 科目等履修生には、本条及び第 38 条第 1 項に定めるもののほか、正規の学生の規定を準用し、更に必要な事項については、別に定める。

(特別聴講学生)

第 34 条 他の大学院の学生で、本大学院の授業科目のうち一又は複数の授業科目を履修することを希望する者がいるときは、正規の学生の修学に支障のない限り、第 23 条の規定にかかわらず、選考の上、特別聴講学生として、入学を許可する。

2 特別聴講学生が履修した授業科目については、第 15 条の規定を準用し、履修の認定を行い、所定の単位を与える。

3 特別聴講学生には、本条及び第 38 条第 2 項に定めるもののほか、正規の学生の規定を準用し、更に必要な事項については、別に定める。

(特別研究学生)

第 35 条 他の大学院の学生で、本大学院において特定の研究課題について研究指導を受けることを希望する者がいるときは、第 23 条の規定にかかわらず、正規の学生の修学に支障のない限り、選考の上、特別研究学生として入学を許可する。

2 特別研究学生には、本条及び第 38 条第 2 項に定めるもののほか、正規の学生の規定を準用し、更に必要な事項については、別に定める。

(研究生)

第 35 条の 2 修士課程を修了した者で、本大学院において特定の研究課題について研究指導を受けることを希望する者がいるときは、第 23 条の規定にかかわらず、正規の学生の修学に支障のない限り、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 研究生には、本条及び第 38 条第 2 項に定めるもののほか、正規の学生の規定を準用し、

更に必要な事項については、別に定める。

(委託学生)

第 36 条 官公庁、外国政府、学校、研究機関、民間団体等から、本大学院における修学を委託された者は第 23 条の規定にかかわらず、委託学生として正規の学生の修学に支障のない限り、選考の上入学を許可する。

2 委託学生が履修した授業科目については、第 15 条の規定を準用し、履修の認定を行い、所定の単位を与える。

3 委託学生には、本条及び第 38 条第 2 項に定めるもののほか、正規の学生の規定を準用し、更に必要な事項については、別に定める。

第 9 章 学費等

(学費等)

第 37 条 入学金、授業料等の額は、次のとおりとする。

(1) 入学金 150,000 円

(2) 施設設備費

ア 大学院造形研究科修士課程美術専攻及びデザイン専攻の各コース並びに造形構想研究科修士課程造形構想専攻の各コースの施設設備費は、次のとおりとする。

(ア) 日本画コース、油絵コース、版画コース、デザイン情報学コース 年額 395,000 円

(イ) 彫刻コース、工芸工業デザインコース 年額 410,000 円

(ウ) 視覚伝達デザインコース、空間演出デザインコース、建築コース、基礎デザイン学コース、芸術文化政策コース、クリエイティブリーダーシップコース、映像・写真コース 年額 380,000 円

(エ) 美学美術史コース 年額 330,000 円

イ 大学院造形研究科博士後期課程造形芸術専攻の各領域及び造形構想研究科博士後期課程造形構想専攻の各領域の施設設備費は、次のとおりとする。

(ア) 作品制作研究領域、環境形成研究領域、造形構想研究領域(映像・写真コース) 年額 330,000 円

(イ) 美術理論研究領域、造形構想研究領域(クリエイティブリーダーシップコース) 年額 110,000 円

(3) 授業料 年額 1,210,000 円

(4) 維持費(年額) 38,000 円

2 授業料は 2 期に分け、次のとおり納付するものとする。

前期(4 月 1 日まで) 605,000 円

後期(10 月 1 日まで) 605,000 円

3 その他の学費については、別に定める。

4 前各項に定める学費等については、所定の期日までに納付しなければならない。

(科目等履修生等の学費等)

第 38 条 前条の規定にかかわらず、科目等履修生の学費等の額は、次のとおりとする。

- (1) 選考料 10,000 円
- (2) 登録料 45,000 円
- (3) 受講料

イ 講義科目（1 単位につき） 36,000 円

ロ 講義科目以外の授業科目（1 単位につき） 74,000 円

- (4) その他の学費については、別に定める。

2 特別聴講学生、特別研究学生、研究生及び委託学生の学費の額は、別に定める。

3 前 2 項に定める学費等については、所定の期日までに納付しなければならない。

（納付済学費の取扱い）

第 39 条 第 37 条に定める学費等については、納付の後は原則としてこれを返還しない。

ただし、入学手続を完了した者で、やむを得ない事由が明らかで、かつ、所定の期日までに入学辞退届及び入学手続時納付金返還願を提出して、本大学院がこれを受理した場合に限り、入学金を除く他の納付金を返還する。

第 10 章 教員免許状

（免許状の取得）

第 40 条 本大学院において、教育職員免許法及び同法施行規則の定める所定の単位を修得した者は、次の教員免許状を取得することができる。

研究科・専攻の名称	免許状の種類	
	免許状	免許教科
造形研究科 美術専攻	中学校教諭専修免許状	美術
	高等学校教諭専修免許状	美術・工芸
造形研究科デザイン専攻	中学校教諭専修免許状	美術
	高等学校教諭専修免許状	美術・工芸

第 11 章 賞罰

（表彰）

（表彰）

第 41 条 人物及び学業成績の特に優れた者に対して、学長は、当該研究科委員会の議を経てこれを表彰する。

（懲戒）

第 42 条 学長は、この規則その他本学の定める諸規則を守らず、学生の本分に反する行為のあつた者に対して、当該研究科委員会の議を経て懲戒に付することができる。

2 懲戒の種類は、懲戒退学、停学及び訓告とする。

3 懲戒退学は、次の各号の一に該当する者についてこれを行う。

- (1) 性行が不良で、改善の見込みのない者
- (2) 学力が劣等で成業の見込みのない者
- (3) 正当な理由がないのに出席が常でない者
- (4) 学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する者

4 懲戒処分については、本条に定めるもののほか別に定める。

附 則

この規則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 30 条については、昭和 51 年度以降の入学者から適用し、昭和 51 年 3 月 31 日現在において本大学院の学生である者については、従前の規定による。

附 則

1 この規則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 30 条については、昭和 52 年度以降の入学者から適用し、昭和 52 年 3 月 31 日現在において本大学院の学生である者については、従前の規定による。

附 則

1 この規則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 30 条については、昭和 53 年度以降の入学者から適用し、昭和 53 年 3 月 31 日現在において本大学院の学生である者については、従前の規定による。

附 則

1 この規則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 30 条については、昭和 54 年度以降の入学者から適用し、昭和 54 年 3 月 31 日現在において本大学院の学生である者については、従前の規定による。

附 則

1 この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 30 条については、昭和 55 年度以降の入学者から適用し、昭和 55 年 3 月 31 日現在において本大学院の学生である者については、従前の規定による。

附 則

1 この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 30 条については、昭和 57 年度以降の入学者から適用し、昭和 57 年 3 月 31 日現在において本大学院の学生である者については、従前の規定による。

附 則

1 この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 30 条については、昭和 58 年度以降の入学者から適用し、昭和 58 年 3 月 31 日現在に

において本大学院の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 30 条については、昭和 59 年度以降の入学者から適用し、昭和 59 年 3 月 31 日現在において本大学院の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 30 条については、昭和 60 年度以降の入学者から適用し、昭和 60 年 3 月 31 日現在において本大学院の学生である者については、従前の規定による。
- 3 昭和 61 年度以降において、第 30 条第 1 項第 4 号の授業料の額については、人事院による国家公務員の給与に関する勧告（前年度）に示される国家公務員の給与の対前年度上昇率に、同定期昇給上昇率分及び教育研究条件改善費分（1 パーセント）を加えた率を、前年度の授業料の額に乗じて得られる額を、前年度の額に加算した額とする。

附 則

- 1 この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 30 条については、昭和 60 年度以降の入学者から適用し、昭和 60 年 3 月 31 日現在において本大学院の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 30 条については、昭和 60 年度以降の入学者から適用し、昭和 60 年 3 月 31 日現在において本大学院の学生である者については、従前の規定による。

附 則

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 30 条第 1 項第 3 号については、平成元年度以降の入学生に適用し、平成元年 3 月 31 日現在において本大学院の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 30 条第 1 項第 3 号については、平成元年度以降の入学生に適用し、平成元年 3 月 31 日現在において本大学院の学生である者については、従前の規定による。

附 則

この規則は、平成 3 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 30 条第 1 項第 3 号については、平成 4 年度以降の入学者から適用し、平成 4 年 3 月

31日現在において本大学院の学生である者については、従前の規定による。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 附則（平成4年4月1日施行）第2項のうち、「第30条第1項第3号」を「第37条第1項第3号」に読み替えるものとする。

3 第37条第1項第3号については、平成6年度以降の入学者から適用し、平成6年3月

31日現在において本大学院の学生である者については、従前の規定による。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年11月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 9 条別表修士課程は平成 22 年度以降の入学者に適用し、平成 22 年 3 月 31 日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 9 条別表 1 博士前期課程（修士課程）は平成 24 年度以降の入学者に適用し、平成 24 年 3 月 31 日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

この規則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 9 条別表 1 博士前期課程（修士課程）は平成 26 年度以降の入学者に適用し、平成 26 年 3 月 31 日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 15 条第 2 項に規定する成績評価は、平成 29 年度以降の入学者に適用し、平成 29 年 3 月 31 日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 9 条別表 1 博士前期課程（修士課程）は平成 29 年度以降の入学者に適用し、平成 29 年 3 月 31 日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 9 条別表 1 博士前期課程（修士課程）は平成 30 年度以降の入学者に適用し、平成 30 年 3 月 31 日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 9 条別表 1 修士課程は平成 31 年度以降の入学者に適用し、平成 31 年 3 月 31 日現在

において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 9 条別表 1 修士課程及び第 37 条は平成 31 年度以降の入学者に適用し、平成 31 年 3 月 31 日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 5 条第 4 項、第 28 条第 5 項及び第 32 条の 2 については、平成 31 年度以降の入学者に適用し、平成 31 年 3 月 31 日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 9 条別表 1 教育課程は令和 2 年度以降の入学者に適用し、令和 2 年 3 月 31 日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 9 条別表 1、別表 2 及び別表 3 教育課程は令和 3 年度以降の入学者に適用し、令和 3 年 3 月 31 日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 9 条別表 1 教育課程は令和 4 年度以降の入学者に適用し、令和 4 年 3 月 31 日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 18 条ただし書きについては、令和 5 年度以降の入学者に適用し、令和 5 年 3 月 31 日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。
- 3 第 9 条別表 1 及び別表 3 教育課程は令和 5 年度以降の入学者に適用し、令和 5 年 3 月 31 日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 9 条別表 1、別表 3、第 37 条及び第 38 条は令和 6 年度以降の入学者に適用し、令和 6 年 3 月 31 日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。